

療育手帳 変更届の注意事項

○変更届について

- ・手帳所持者の氏名・住所変更、保護者の氏名・住所変更、保護者を別の方に
する場合に提出してください。
- ・市内転居だけでなく、静岡県内（静岡市、浜松市以外）から転入の場合も、
「変更届」の対象となります。
- ・静岡県内（静岡市、浜松市以外）へ転出の場合は、新住所の市町へ書類を提出
してください。
- ・静岡県外及び県内政令市（静岡市、浜松市）の転入・転出の場合は、「変更
届」ではなく「転入」「転出」に該当しますので、それぞれの注意事項をご
確認ください。

○提出書類

1. 療育手帳記載事項変更届
2. 現在お持ちの療育手帳
※ 窓口で記載内容を修正後、コピーを取らせていただきます。